

○東海大学医学部附属 4 病院における病院長及び副院長の選任規程

(制定 2018年6月1日)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東海大学が設置する医学部附属 4 病院の病院長の選任に関し、「医療法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 57 号)」及び関係法令に基づき、必要な事項を定める。

2 この規程は、病院の管理運営上、副院長を置く場合の選任に関し、必要な事項を定める。

(病院長の選任)

第2条 病院長の選任は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 病院長の任期が満了する場合

(2) 病院長が辞任を申し出て、学校法人東海大学理事長(以下「理事長」という。)が受理した場合

(3) 病院長が欠けた場合

2 病院長は、学校法人東海大学理事会の承認を得て、理事長が選任する。

3 第1項第3号による場合は、速やかに選任手続きを行う。

(病院長の任期)

第3条 病院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、第2条第1項第2号又は第3号により選任された場合の任期は、原則として前任者の残任期間とする。

(病院長の資質及び能力)

第4条 病院長は、次の各号に掲げる資質及び能力を有する者とする。

(1) 日本国の医師免許を有する者

(2) 医学教育、学術研究及び診療に関して高い見識を有する者

(3) 本学の建学の精神に深く共鳴して、その具現を積極的に推進しようとする者

(4) 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有する者

(5) 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有する者

(病院長候補者の選考)

第5条 病院長の選任に当たり、特定機能病院である医学部附属病院については、別に定める「東海大学医学部附属病院病院長候補者の選考規程」(以下「選考規程」という。)に基づき、病院長候補者を選考する。

2 医学部附属東京病院、医学部附属大磯病院、医学部附属八王子病院の病院長候補者については、選考規程を準用して、病院長候補者を選考する。

(病院長の職務代行)

第6条 病院長に事故あるとき又は欠けたときは、副院長がその職務を代行する。ただし、副院長を選任していない場合又は副院長を2名以上選任している場合は、あらかじめ病院本部会議で指名した者がその職務を代行する。

2 新たに病院長を選任する必要がある場合には、職務代行者は、第2条第2項の手続きにより選任されるまでの期間の職務を代行する。

(副院長の選任)

第7条 副院長は、理事長が必要と認めたとき、病院長と協議して理事長が選任する。

(副院長の任期)

第8条 副院長の任期は、第3条の定めに基づるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、病院本部会議の議を経て、理事長の承認を得なければならぬ。

(事務)

第10条 この規程に定める事務は、伊勢原経営企画室が行う。

付 則 (2018年6月1日)

- 1 この規程は、2018年6月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「東海大学医学部に付設されている病院長及び副院長選任規程(1992年4月1日制定)」を2018年5月31日付で廃止する。